

広報しんち

3.20
2020

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎ 0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

届出を忘れずに

3月・4月は転勤や進学などで、住所変更が最も多い時期です。新地町に移ってきたときや、町外に移るときには住民登録にかかる転入・転出等の届出が必要です。忘れず届出期間中に手続きをお願いします。

【住民登録】

住所を変更したときには、役場へ住民登録の届出が必要です。

正しい住所を届けておかないと、町における各種行政・福祉サービスが受けられなくなるばかりでなく、子どもの予防接種や入学にまで影響が出てきます。下表の届出事項に該当する方は、必ず期間内に役場町民課に届出てください。

【印鑑登録】

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや登記などに使われる大切なものです。

病気や仕事などで本人が超越しに出来ない場合には、代理での申請ができますが、本人（自筆）の委任状（代理人

選任届等）、代理人の印鑑、代理人の身分証明書等が必要になります。なお、この場合には登録本人宛に照会文書を郵送して、申請に相違がないことを確認しますので、2、3日程度の日数を要します。

また、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証（カード）を忘れずにお持ちください。

【本人確認書類が必要です】

本人になりすまし、転出や転入などの届出をすることを未然に防ぐために、町では、住民の異動届出や印鑑登録などをされる方に身分証明書を提示していただき、本人確認を行っています。

不明な点などありましたら、町民課へお問い合わせください。

住所変更等の届出

届出事項	届出期間	持参するもの
転入届 (他市町村から引っ越ししてきたとき)	新地町に住み始めた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 転出証明書（前住所地で交付されたもの） 通知カード又は個人番号カード 本人確認書類（※）
転出届 (他市町村に引っ越すとき)	転出先・転出する日が決まったら速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 印鑑登録証（登録者のみ） 国民健康保険証（加入者のみ） 本人確認書類（※）
転居届 (町内で住所を変えたとき)	住所を移した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 通知カード又は個人番号カード 国民健康保険証（加入者のみ） 本人確認書類（※）
世帯主変更届	変更した日	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 国民健康保険証（加入者のみ） 本人確認書類（※）

（※）本人確認書類とは、運転免許証、個人番号カード、住基カード（写真入り）やパスポートなど官公庁発行の写真入りの身分証明書（有効期限内のもの）などです。

◎問い合わせ 町民課（電話：62-2115）



春の全国 交通安全運動

春の全国交通安全運動が4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間にわたり行われま

す。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底しましょう。

運動のスローガン
スマホより

横断歩道の
僕を見て

運動の重点

- 1 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 自転車の安全利用の推進

◎問い合わせ

町民課

☎ 62-2116



令和2年度 固定資産税 縦覧帳簿の縦覧

令和2年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

これは、令和2年度の固定資産税の基礎となるものです。資産確認をお願いします。

期間

4月1日(水)～4月30日(木)
(土・日・祝日を除く)

8時30分～17時

場所

新地町役場 税務課
◎問い合わせ

税務課

☎ 62-2119

携帯メールで町の気象情報や避難情報など 防災に関する情報を受け取れます

町では、気象情報や避難情報など防災に関する情報を、携帯メールで受け取ることができるサービスを行っています。

スマートフォンや従来型の携帯電話をお持ちの方は登録いただき、ご活用ください。

登録方法: 下記メールアドレスを入力し、空メールを送信するか、QRコードを利用して、空メールを送信することで、登録をすることができます。

※タイトル、本文は不要です。

メールアドレス：bosai-touroku@shinchi-town.jp

QRコード



メールを送信すると次のような返信メールが届きます。

From	bosai-info@shinchi-town.jp
件名	新地町役場より防災メール登録完了のお知らせ
本文	新地町役場の防災メール配信への登録が完了いたしました。防災メール登録解除は下記メールアドレスへ空メールを送信してください。 bosai-kaijo@shinchi-town.jp 新地町役場防災サイト URL http://bosai.shinchi-town.jp

返信メールが届いたら登録は完了となります。

◎問い合わせ 総務課 (電話：62-2111)

東日本大震災により被災された方へ

国民健康保険・介護保険の一部負担金等の免除期間が延長になります

町では、震災等で被災された方の医療機関での窓口負担や介護サービスの利用者負担の免除期間を、令和3年3月31日まで延長します。（原発事故により被災された方は令和2年7月31日まで）

【対象者】

町に住所を有する方で、次の①から⑥に該当する方

① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方

② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

③ 主たる生計維持者の行方が不明の方

④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い方

⑥ 原発事故による避難指示区域等の住民の方

※④、⑤に該当する方は役場健康福祉課にて新たに申請をする必要があります。

また、⑥のうち、特定避難勧奨地点、緊急時避難準備区域及び避難指示解除準備区域指定が解除された区域の対象の方で、上位所得者に該当する方は対象となりません。

【免除証明書の有効期間】

①～⑤のいずれかに該当する方
令和2年4月1日から
令和3年3月31日

令和2年4月1日から使用
する免除証明書は3月末日までに郵送します。

⑥に該当する方

令和2年3月1日から
令和2年7月31日
※2月中旬から免除証明書を
順次発送しています。

※医療機関を受診または介護サービスの受ける際は保険証と一緒に必ず窓口に表示してください。

◎問い合わせ

健康福祉課
☎62-2931

しんちまちこぐまサロンのご案内

町では「障がいのある人もない人も地域の中で安心して暮らし、ともに参加する笑顔あふれるまち」を目標に、障がいや発達、心のケアについて相談したい方及びそのご家族・支援者のための「しんちまちこぐまサロン」を開催します。お気軽にご参加ください。

日時 4月7日(火)・20日(月)

① 10時～12時

② 13時～14時45分

場所 保健センター

参加費 無料

◎問い合わせ

特定非営利活動法人ポラリス
☎0223-36-7413

健康福祉課

☎62-2931



山火事に注意

春先は空気が乾燥する季節となり、山火事発生の危険性が高まる時期です。緑豊かな森林を守り続けていくため、火の始末には十分気をつけるなど、皆様のご協力をお願いします。

春季山火事防止強調期間
3月20日～4月20日

◎問い合わせ

農林水産課（電話：62-2194）

福田若者定住促進住宅入居者募集！

町では、福田若者定住促進住宅の入居者を募集しております。

町内在住者でも「①小学生以下の子供もしくは母子手帳が交付された妊婦がいる世帯」、「②結婚1年未満の世帯」、「③3ヶ月以内に結婚する世帯」のいずれかを満たせば入居ができるようになりました。

上記記載以外にも入居要件がありますので、ホームページ参照、またはお問合せください。

住宅概要

・間取り 1LDK ・家賃 40,000円
・助成 小学生以下の子どもを養育している世帯に対して、若者定住住宅助成金あり。
(10,000円/月) ※対象条件あり

◎問い合わせ

都市計画課（電話：62-2113）

行政相談

4月10日(金) 10時～15時 保健センター

心配ごと相談

4月10日(金)・20日(月) 10時～15時 保健センター

交通事故相談

4月2日(木) 9時～17時 役場101相談室

無料法律相談所

町では、弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日

①司法書士による相談 4月14日(火)

②弁護士による相談 4月21日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部（電話：36-4789）

福島県司法書士会（電話：024-534-7502）

町民課（電話：62-2116）

4月

休日在宅当番医

5日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科

(相馬市) ☎35-1333

12日(日) わたなべ胃腸内科

(相馬市) ☎26-5061

19日(日) 大石医院

(相馬市) ☎35-3451

26日(日) 菅野医院

(新地町) ☎63-2388

29日(水) すぎやまこどもクリニック

(相馬市) ☎26-5111

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

5日(日) 相良歯科医院

(鹿島区) ☎67-2525

12日(日) 木幡歯科医院

(鹿島区) ☎46-2244

19日(日) 新開歯科医院

(相馬市) ☎36-3214

26日(日) 大町病院

(原町区) ☎24-2333

29日(水) 山本歯科医院

(相馬市) ☎35-2853

診療時間 9時～16時

自家消費野菜等の放射性物質測定結果について

2月測定分

◎単位：Bq/kg (Cs134とCs137の合計)

◎NDは検出下限値以下

食品名	測定件数	セシウム測定値
ふきのとう	1件	13

町では自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。

検査を希望される方は持込方法などを確認の上、予約の方をお願いします。

※3月20日現在、新地町で出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示があるものは以下のものとなっております。(町の検査数値は、あくまで自主検査のものとなります。)

- ・いのししの肉
- ・きじの肉
- ・かるがもの肉
- ・のうさぎの肉
- ・やまどりの肉
- ・たけのこ
- ・たらの芽(野生のものに限る)
- ・こしあぶら
- ・野生きのこ

(こもんかすべは2月25日付で規制解除)

※試験操業によって流通している水産物は基準を下回ったものになります。

農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

	捕獲数(頭)
2月捕獲数	21
令和元年度累計捕獲数	266

町では鳥獣による農作物等被害対策として、イノシシの捕獲活動を実施しています。

有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

◎予約・問い合わせ

予約専用電話(電話：090-4553-1332)

農林水産課(電話：62-2194)